



第7回

# FLEC フォーラム

～家庭養護の推進と子ども子育て支援施策の包括化に向けて～

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク

令和7年（2025）3月



一般社団法人

共生社会推進プラットフォーム

Inclusive Society Empowerment Platform

## はじめに

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、社会的養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、毎年開催してきた FLEC フォーラムも、今回で第 7 回となりました。

我が国の社会的養護は、今、大きな転換期を迎えつつあります。令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が発足し、社会的養護を含めたこども関係の政策が一元化されました。そして、令和 6 年 4 月には、改正児童福祉法が施行され、「パーマネンシー保障」が大きく打ち出されました。これは、狭義の特別養子縁組等にとどまらず、地域のこどもや子育て家庭に対する家族維持支援・家族再統合の支援を含むものです。

さらに、令和 6 年度は社会的養育推進計画の見直しの年でもあり、各自治体が同計画の見直しを関係者、当事者とともに議論してきました。また、FLEC フォーラムでも再三議論されてきた人材の育成確保と財源の問題は、こども家庭庁にとって最大の課題の一つとされています。

こうした重要な政策課題を、実際のこどもたちの養育現場で推進していくためには、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、養子縁組あっせん機関、フォスティング機関、行政、学会、メディアなど、多様な関係者が共通認識の下、密接に連携していく必要があります。加えて、障害児施策や子育て支援、母子保健、学校教育との横断的な連携も求められます。FLEC フォーラムは、こうした議論を率直に行うためのプラットフォームとして、2019 年より毎年開催してきました。

第 7 回となる今回は、「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」をメインシンポジウムのテーマとしつつ、その理念や制度整備の課題の議論、各自治体が見直した社会的養育推進計画の具体的な実践事例の共有を行いました。

また、プレセッションでは、「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」や「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」、分科会においては、「家庭支援事業なくしてサポートプランなし」「子どもの出自を知る権利」「乳幼児総合支援センター実現への道」「里親養育の質の向上を目指した里親リクルート」、特別シンポジウムにおいては、「自立支援の新たな風～支援対象の拡大に向けて～」を取り上げて、改正児童福祉法の施行の課題や推進方策を検討するとともに、今後の制度改革を見据えたテーマや、これまで深く議論されてこなかった課題についても先駆的に取り上げ、率直な議論が交わされました。

さらに、昨年度から引き続き実施した基礎セッションでは、「子どもの意見を聴くとはどういうことか」「What's 児家セン!？」といったテーマを取り上げました。

クロージングシンポジウムでは「インクルーシブ保育」をテーマに、保育・教育分野と社会的養護の協働のあり方について、国内外の動向も踏まえた実践的な議論を深めました。

加えて、講演録画・鼎談では「故・村瀬嘉代子先生を偲んで～社会的養護における子どもの養育を考える～」と題して、このFLECフォーラムを主催する「全国家庭養護推進ネットワーク」の設立発起人の一人でもあられた故人の功績を振り返りながら、子どもの養育について議論したほか、「FLEC 映画祭」では、「誰も知らない」「REAL VOICE」といった作品を通じて、子どもの声に耳を傾け、社会的養護に対する理解と共感を深める試みもなされました。

このように開催した今回のフォーラムには、500 名以上の方に参加いただき、レセプションにも多くの方にお越しいただきました。「家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図る」ことを目的とするFLECフォーラムらしさを感じることができたフォーラムになったと思います。

関わってくださったすべての皆様に心から感謝申し上げます。

私たちは、現場の状況や制度改正の動向を踏まえ、その対応や課題などを念頭に置いて活動し、さらに皆様とのネットワークを構築しながら、全ての子どもに家庭での生活を、という目標の達成に向けて歩みを続け、その役割を果たしてまいりたいと考えています。

このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

令和7年3月31日

全国家庭養護推進ネットワーク

## 目次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| ■ 開催趣旨              | 2   |
| ■ 共同代表・設立発起人・幹事・事務局 | 3   |
| ■ 開催概要              | 6   |
| ■ プログラム             | 7   |
| ■ 3月14日             | 10  |
| ■ 3月15日             | 40  |
| ■ 3月16日             | 175 |
| ■ レセプション            | 298 |
| ■ アンケート結果           | 299 |

## 開催趣旨

## FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。

## 今回（第7回）の主なトピック

## ＜プレセッション＞

あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か  
 パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性

## ＜メインシンポジウム＞

パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進

## ＜講演録画・鼎談＞

故・村瀬嘉代子先生を偲んで～社会的養護における子どもの養育を考える～

## ＜基礎セッション＞

子どもの意見を聴くとはどういうことか

What's 児家セン！？

## ＜分科会＞

家庭支援事業なくしてサポートプランなし～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～  
 子どもの出自を知る権利について考えよう！

乳幼児総合支援センター実現への道

里親養育の質の向上を目指した里親リクルート

## ＜特別シンポジウム＞

自立支援の新たな風～支援対象の拡大に向けて～

## ＜クロージングシンポジウム＞

インクルーシブ保育はどこへ行くのか



## 全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

共同代表

- 潮谷 義子（社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、  
元熊本県知事）
- 柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 特任教授）
- 相澤 仁（山梨県立大学・大分大学 特任教授）

幹事

- 相澤 仁（山梨県立大学・大分大学 特任教授）
- 新井 淳子（一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事、  
横浜市フォスタリング機関さくらみらい 担当理事）
- 柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 特任教授）
- 上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）
- 河野 洋子（特定非営利活動法人 chields 代表理事、大分大学 福祉健康科学部 講師）
- 北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）
- 佐藤まゆみ（淑徳大学 総合福祉学部 准教授）
- 潮谷 義子（社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、  
元熊本県知事）
- 長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）
- 都留 和光（二葉乳児院 施設長）
- 橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）
- 藤井 康弘（東京養育家庭の会 参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事
- 宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学 理工学術院先進理工学研究科 教授）
- ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

設立発起人 ※設立発起人の肩書は設立当時（2019年2月当時）

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）  
 猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科 教授）  
 市川 亨（共同通信編集局生活報道部 次長）  
 大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）  
 奥山真紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部 統括部長）  
 大日向雅美（恵泉女学園大学 学長）  
 影山 秀人（影山法律事務所 弁護士）  
 柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）  
 上鹿渡和宏（長野大学社会福祉学部 教授）  
 唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）  
 木下 勝之（日本産婦人科医会 会長）  
 榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）  
 笹川 陽平（公益財団法人 日本財団 会長）  
 潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）  
 澁谷 昌史（関東学院大学社会学部 教授）  
 土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）  
 永松 悟（大分県杵築市長）  
 西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部 教授）  
 西島 善久（公益社団法人 日本社会福祉士会 会長）  
 西田 陽光（一般社団法人 次世代社会研究機構 代表理事）  
 野澤 和弘（毎日新聞 論説委員）  
 林 浩康（日本女子大学人間社会学部 教授）  
 板東久美子（日本司法支援センター 理事長）  
 福井トシ子（公益社団法人日本看護協会 会長）  
 藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）  
 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 教授）  
 宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任 教授、医療法人社団 DEN 理事長）  
 村木 厚子（元厚生労働事務次官）  
 村瀬嘉代子（一般財団法人 日本心理研修センター 理事長）  
 山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

山本 詩子（公益社団法人 日本助産師会 会長）

横倉 義武（公益社団法人 日本医師会 会長）

横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科 教授）

米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

理事長 藤井 康弘

事務局一同

## 開催概要

### ○プレセッション：

2025 年 3 月 14 日（金） 15:30～20:00

WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

### ○フォーラム：

2025 年 3 月 15 日（土） 9:30～18:20

2025 年 3 月 16 日（日） 9:30～16:20

早稲田大学国際会議場 & WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

### ○レセプション：

2025 年 3 月 15 日（土） 18:50～20:50

大隈ガーデンハウス

○主 催：全国家庭養護推進ネットワーク

○共 催：早稲田大学総合研究機構社会的養育研究所

○助 成：公益財団法人 S B I 子ども希望財団

○対 象：家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも

### ○参加人数：

一般参加者：410 人

学割参加者：21 名

プレセッションのみ（無料参加）：95 名

クロージングセッションのみ（無料参加）：115 名

## プログラム

### プログラム

#### 3月14日（金）プレセッション WEB開催

第7回FLECフォーラムについて（共同代表挨拶・FLECフォーラムのご案内） 15:30～15:45 OD

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」 15:45～17:45 OD

基調講演／進行： 佐藤まゆみ（淑徳大学 総合福祉学部 准教授）

パネリスト： 牧戸 貞（三重県桑名市 子ども総合センター長）

橋本 信也（大阪府豊中市はぐくみセンター長）

若林 章都（福島県喜多方市保健福祉部社会福祉課地域包括ケア推進室

子ども家庭総合支援班主任技査（統括支援員））

島岡佐喜子（長野県下伊那郡阿智村 教育委員会こども家庭センター「あちっ子プラザ」センター長）

助言者： 中板 育美（武蔵野大学 看護学部 学部長 教授）

福井 充（こども家庭庁支援局虐待防止対策課 調整係長）

「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の实践と可能性」 18:00～20:00 OD

パネリスト： 那須 里絵（早稲田大学社会的養育研究所 次席研究員）

齋藤 弘美（全国母子生活支援施設協議会 副会長、社会福祉法人大洋社 常務理事）

薬師寺順子（大阪府中央子ども家庭センター所長）

コーディネーター：上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

#### 3月15日（土）フォーラム1日目 ハイブリッド開催（一部プログラムは、現地のみ）

オープニング 9:30～9:45 ハイブリッド（WEB & 井深ホール） OD

代表挨拶： 相澤 仁（共同代表／山梨県立大学・大分大学 特任教授）

来賓挨拶： 吉住 啓作（こども家庭庁支援局長）

世耕 久美子（公益財団法人SBI子ども希望財団 理事長）

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」 9:45～14:10 OD

ハイブリッド（WEB & 井深ホール）

（第1部）基調講演（課題提起）「パーマネンシーをめざす子ども家庭支援」 9:45～10:25

畠山由佳子（神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授）

（第2部）シンポジスト発表 10:25～12:00

シンポジスト： 松本 晋治（大分県福祉保健部こども・家庭支援課 副主幹）

古屋 康博（社会福祉法人清浄園 理事、児童養護施設 清浄園 施設長）

西尾 寿一（東京都福祉局子供・子育て支援部長）

長田 淳子（二葉乳児院副施設長、フォスティングチーム統括責任者）

薬師寺 真（岡山県倉敷児童相談所所長）

青木 法子（社会福祉法人 陽のあたる学舎 児童養護施設 立正青葉学園 学園長）

赤尾さく美（一般社団法人全国妊娠SOSネットワーク（全妊ネット）理事、一般社団法人ヘアホープ理事）

助言者： 小松 秀夫（こども家庭庁支援局 家庭福祉課長）

コーディネーター：藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

（第3部）ディスカッション 13:00～14:10

講演録画&鼎談「故・村瀬嘉代子先生を偲んで～社会的養護における子どもの養育を考える～」

14:20～15:40 ハイブリッド（WEB & 井深ホール） OD

講演録画 村瀬 嘉代子「社会的養護における心理職の役割」

〔2022年1月30日 第4回FLECフォーラム特別講演 早稲田大学大隈講堂・オンライン〕

鼎談： 花田 悦子（児童養護施設「報恩母の家」施設長）

北川 聡子（社会福祉法人妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）

相澤 仁（共同代表／山梨県立大学・大分大学 特任教授）

基礎セッション 12:50～15:00 会議室2（早稲田大学国際会議場3階） OD

基礎セッション①「子どもの意見を聴くとはどういうことか -特に乳幼児を中心に-」 12:50～13:50

相澤 仁（共同代表／山梨県立大学・大分大学 特任教授）

赤塚 睦子（新松戸七丁目の家 代表、養育里親）

北川 聡子（社会福祉法人妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）

基礎セッション②「What's 児家セン!？」 14:00～15:00

堀 浄信（全国児童家庭支援センター協議会 事務局長、社会福祉法人 光明堂 理事長）

武田 麻里（全国児童家庭支援センター協議会 事務局次長、和歌山児童家庭支援センターきずな センター長）

津田 克己（全国児童家庭支援センター協議会 研修部長、神戸真生塾子ども家庭支援センター スーパーバイザー）

## プログラム

### プログラム

分科会 15:50~18:20

OD

分科会1「家庭支援事業なくしてサポートプランなし  
～社会起業：家庭支援事業創出のすすめ～」

ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

パネリスト：李 炯植 (NPO法人Learning for All 代表理事、  
一般社団法人社会的養育地域支援ネット  
ワーク 共同代表)

岡田 妙子 (NPO法人パティチーム 理事長)

松田 妙子 (NPO法人せたがや子育てネット  
代表理事、NPO法人子育てひろば全国  
連絡協議会 理事)

齋藤 弘美 (全国母子生活支援施設協議会 副会長、  
社会福祉法人 大洋社 常務理事)

助言者： 安里賀奈子 (こども家庭庁成育局 成育環境課長)

コーディネーター：

橋本 達昌 (全国児童家庭支援センター協議会 会長、  
一陽 統括所長)

分科会2「子どもの出自を知る権利について考えよう！」

会議室1 (早稲田大学国際会議場3階)

パネリスト：姜 恩和 (目白大学人間学部人間福祉学科 教授)

磯谷 文明 (東京弁護士会、日本弁護士連合会 子どもの  
権利委員会 委員)

徳永 祥子 (立命館大学/早稲田大学 研究員)

藤林 武史 (西日本こども研修センターあかし  
センター長)

助言者： 柏女 霊峰 (淑徳大学 総合福祉学部 特任教授)

コーディネーター：

ロング朋子 (一般社団法人ベアホープ 代表理事)

分科会4「里親養育の質の向上を目指した里親リクルート」

会議室3 (早稲田大学国際会議場3階)

パネリスト：渡邊 守 (特定非営利活動法人 ケアアセット  
代表理事)

新井 淳子 (一般社団法人こどもみらい横浜会長、  
横浜市フォスターリング機関さくらみらい  
担当理事)

長縄 良樹 (社会福祉法人日本児童育成団 統括施設長)

岩朝しのぶ (認定NPO法人 日本こども支援協会  
代表理事)

北川 聡子 (社会福祉法人麦の子会 理事長、  
日本ファミリーホーム協議会 会長)

助言者： 藤井 康弘 (代表幹事/元厚生労働省障害保健福祉部長)

コーディネーター：

相澤 仁 (共同代表/山梨県立大学・大分大学 特任教授)

分科会3「乳幼児総合支援センター実現への道」

会議室2 (早稲田大学国際会議場3階)

基調講演：増沢 高 (子どもの虹情報研修センター副センター長、  
日本子ども虐待防止学会 副理事長)

パネリスト：横川 哲 (妻の母乳育児ホームかがやき 施設長)

安西 恵子 (社会福祉法人栄光園  
乳幼児総合支援センター栄光園 センター長)

緒方 輝美 (社会福祉法人慈愛会 清心乳児園  
マネージャー)

助言者： 後藤 博規 (こども家庭庁支援局 家庭福祉課長補佐)

コーディネーター：

都留 和光 (二葉乳児院 施設長)

### 3月16日 (日) フォーラム2日目 ハイブリッド開催

特別シンポジウム「自立支援の新たな風～支援対象の拡大に向けて～」 9:30~12:30

ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

OD

基調講演： 恒松 大輔 (全国自立援助ホーム協議会 事務局長、自立援助ホームあすなろ荘 ホーム長)

シンポジスト： 村田早耶香 (認定NPO法人かものはしプロジェクト 共同創業者)

林 恵子 (認定NPO法人ブリッジフォースマイル 理事長)

荒井 佑介 (NPO法人サンカクシャ 代表理事)

川村涼太郎 (特定非営利活動法人おおいだ子ども支援ネット 職員)

小田川華子 (公益社団法人ユニバーサル志縁センター 事務局長)

中島かおり (認定NPO法人ピッコラーレ 代表理事)

助言者： 源河真規子 (こども家庭庁長官官房 審議官 (支援局担当))

コーディネーター： 村木 厚子 (全国社会福祉協議会 会長)

クロージングシンポジウム「インクルーシブ保育はどこへ行くのか？」 13:15~16:15

ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

※『子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会』共同セッション。

助成：公益財団法人 日本財団

OD

(第1部)

基調講演： 栗原 正明 (こども家庭庁成育局 保育政策課長)

課題提起： 北川 聡子 (社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長)

調査研究/

海外視察報告： 光真坊浩史 (子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 事務局長)

(第2部) シンポジスト発表

シンポジスト： 古渡 一秀 (学校法人まゆみ学園 理事長)

米山 明 (全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長)

高辻 千恵 (大妻女子大学家政学部児童学科 准教授)

松井 剛太 (香川大学 教育学部 准教授)

コーディネーター： 柏女 霊峰 (淑徳大学 総合福祉学部 特任教授)

(第3部) ディスカッション

閉会の挨拶 16:15~16:20 ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

OD

柏女 霊峰 (共同代表/淑徳大学総合福祉学部 特任教授)



:無料



:有料



:後日録画を配信予定



## プログラム

FLEC映画祭 3月16日(日) 9:30~15:20

「怪物」「万引き家族」の是枝裕和監督による2004年の作品。母親に置き去りにされた4人の兄妹が子どもたちだけで生活する姿を、1988年に実際に起きた事件をモチーフに描いたヒューマンドラマ。

都内のアパートで大好きな母親と暮らす、それぞれ父親の異なる4人の兄妹。12歳の長男以外の兄弟の存在は大家にすら知らせておらず、学校にも通ったことがない。やがて新しい恋人ができた母親は、わずかな現金と短いメモだけを残し、長男に兄弟の世話を託していなくなってしまう。この日から、誰にも知られることのない、子どもたちだけの生活が始まるが……。

オーディションで抜きさされた柳楽優弥が長男役を演じ、2004年・第57回カンヌ国際映画祭にて史上最年少かつ日本人初となる最優秀男優賞を受賞。YOUが母親役を独特の存在感で演じ、加瀬亮、寺島進、遠藤憲一、平泉成が共演。

2004年製作／141分／日本  
配給：「誰も知らない」製作委員会  
劇場公開日：2004年8月7日

監督・脚本・編集・プロデューサー：是枝裕和／ゼネラルプロデューサー：重延浩、川城和実／出演：柳楽優弥、北浦愛、木村飛影、清水萌々子、他 ©「誰も知らない」製作委員会

### 『誰も知らない』



### 『REAL VOICE』



本作品では虐待された経験者の人生を追いかけます。虐待された経験のある全国の若者達の声を集めたドキュメンタリー映画が「REAL VOICE」です。監督も児童養護施設出身。

日本各地の社会的養護を経験した子達や保護されることはなかった子達の心の叫びも収録します。

若者たちの「REAL VOICE」を発信することを目的としたドキュメンタリー映画です。

2023年製作／87分40秒／日本

企画・監督：山本昌子／監督補・撮影補・編集：西坂来人／音楽：加藤登紀子、一青窈／出演：阿部紫桜、山本あや、他／シンボルデザイン：nai／制作：ACHAプロジェクト

### 『トークセッション』

山本 昌子 (『REAL VOICE』監督、ACHAプロジェクト代表)  
佐藤 剛 (西日本こども研修センターあかし 研修事業課長)  
藤井 康弘 (代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長)

司会：

宮内 珠希 (二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション主任)

プログラム

プレセッション

2025 年 3 月 14 日（金）

## プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

柏女 霊峰

（共同代表／

淑徳大学総合福祉学部 特任教授）



皆様、本日は第7回 FLEC フォーラムプレセッションにWEB参加いただき、大変ありがとうございます。主催者である、全国家庭養護推進ネットワークの共同代表の一人である柏女と申します。今大会は公益財団法人 SBI 子ども希望財団の助成の下、今回も早稲田大学総合研究機構社会的養育研究所に共催をいただいております。明日から第7回 FLEC フォーラムが本格的に開催されますが、本日のセッションはそのプレセッションの位置づけとなっており、全ての方に無料参加いただいております。私からは、このプレセッション開催にあたってのご挨拶と、明日からの本フォーラムの趣旨についてご説明申し上げます。

開催案内のチラシにもありますように、わが国の社会的養護は今大きな転換期を迎えつつあります。令和5年4月、こども家庭庁が発足し、社会的養護を含めた子ども関係の政策がこども家庭庁に一元化されました。またこれから始まる次年度には、見直しされた社会的養育推進計画が全国で一斉にスタートいたします。その中では、様々な新たな施策、事業が施行されるとともに、1つの大きな政策の流れとして、子どもたちへのパーマネンシー保障が強く打ち出されています。ここで言うパーマネンシー保障は、特別養子縁組等の施策だけではなく、地域の子どものたち、子育て家庭に対する家族維持支援、家族再統合のための支援を積極的に行うことを含めた概念として用いられています。加えて、人材確保とそのため財源の問題、これは子ども家庭福祉の最大の課題と言

っても過言ではありません。

このようなわが国の未来にとって最も重要な政策を、子どもたちの養育の現場において実際に推進していくためには、国の政策や予算、努力だけではなく、様々な関係者が相互のネットワークを構築、さらには強化しながら、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して、具体的な政策に取り組むことが必要となります。そしてそのネットワークを障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、学校教育等にも拡大し、連携と共同を深めていくこともますます重要性を増してきています。そのためには、こうした子ども関係の施策に携わる、志ある方々が広く参集し、理念や哲学だけではなく、人材や予算の確保を含めた実際の政策につなげていくための議論を、可能な限り本音で率直に行うことができるようなプラットフォームが必要となります。

FLEC フォーラムはこのような基本的認識の下に、全ての子どもたちに家庭での生活を、Family Life for Every Child、頭文字を取ってFLECという思いを込めて、2019年度から毎年開催してきました。第7回目にあたる今年度のフォーラムでは、パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進、これをメインシンポのテーマとしています。パーマネンシーとは何かを明確にしつつ、自治体における社会的養育推進計画の見直しについて、パーマネンシーの考え方を踏まえた家庭養護推進の方策を盛り込んでいる計画や取り組みの紹介を予定しています。

特別講演では、時間の調整も含めてプログラムの変更

## プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

を行わせていただくことといたしました。既に共生社会推進プラットフォームのホームページ等でご案内させていただいております通り、今回特別講演を予定しておりました、村瀬嘉代子先生が今年 1 月にお亡くなりになりましたことをご報告しなければなりません。先生は私も全国家庭養護推進ネットワークの設立発起人の一人であり、この国の臨床心理の世界に大きな足跡を残されただけでなく、社会的養護の子どもたちについて、この上なく温かいまなざしを向け続けられてきました。そのご貢献には計り知れないものがあります。全国家庭養護推進ネットワークの幹事一同、謹んでお悔やみを申し上げます。このような事情に鑑みまして、誠に申し訳ありませんでしたが、特別講演につきましてはプログラムを変更させていただき、2022 年 1 月の第 4 回 FLEC フォーラムで村瀬先生にお願いをしました特別講演の録画を会場および WEB にてご覧いただき、改めて先生の肉声、お人柄に触れていただいた上で、生前の村瀬先生と親交のあった方々による鼎談企画に変更させていただくことにしました。これに伴いまして、その後の各分科会、レセプションの予定時間もそれぞれ 20 分繰り下げることであります。別添の変更後のプログラム案、これをご確認いただきご容赦いただきますようお願い申し上げます。

その後の分科会、特別シンポジウムにおいては、改正児童福祉法の施行の課題や新方策を検討するほか、今後の制度改正を見据えたテーマや、これまで深く議論されてこなかった課題についても先駆的に取り上げ、率直な議論ができたかと考えております。さらにクロージングシンポジウムでは、インクルーシブ保育をテーマとし、その実態、課題、論点等について、海外の状況も踏まえて、日本でのあり方を検討する先駆的な議論が行われることを期待しております。

なお今回の企画でも 2 日目にメインのプログラムに加えて、参加者の幅広いニーズに応えるための 2 つの基礎セッションを、本会幹事による並行開催させていただきます。さらに社会的養護に深く関わる 2 本の映画を FLEC 映画祭と称して、トークセッションも含めて並行上映させていただきます。このネットワークとフォーラムがわ

が国の全ての子どもたちの未来を切り開く一助となることを切に願っております。

これから始まるプレセッションには、約 250 名の方がご参加です。また FLEC 全体では 420 名以上の方が申し込みをされていらっしゃると思います。プレではこれまで同様 2 セッションとし、改めてこども家庭センターはなぜ必要か、並びに、パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性。この 2 課題をテーマとして取り上げることとしました。企画内容の詳細はそれぞれの担当幹事である佐藤氏ならびに上鹿渡氏から趣旨説明がありますので、ぜひご参加いただければと思います。

プレセッションは今回も WEB 参加のみとさせていただき、参加費無料で参加できるほか、事後動画の配信もさせていただきますこととしております。このプレセッションのみの申し込みの方、現在 70 名ほどいらっしゃいますが、この企画にご参加され、有意義なひと時を過ごされた方は、ぜひ明日からのフォーラムにもご参加いただきますようお願いいたします。当日参加も受け付けておりますし、その後の申し込みも受け付けておりますので、ぜひ大勢の方のご参加をお願いいたします。詳しい内容、参加方法につきましては、共生社会推進プラットフォームホームページをご参照いただきたいと思います。

それでは、皆様方のご協力により実りある議論になりますようお願いをして、私の挨拶ならびに趣旨説明とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

### プレセッション①

「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

基調講演／進行：

佐藤まゆみ（淑徳大学総合福祉学部 准教授）

パネリスト：

島岡佐喜子（長野県下伊那郡阿智村教育委員会

こども家庭センター「あちっ子プラザ」センター長）

若林 章都（福島県喜多方市保健福祉部社会福祉課地域包括ケア推進室

子ども家庭総合支援班 主任技査(統括支援員))

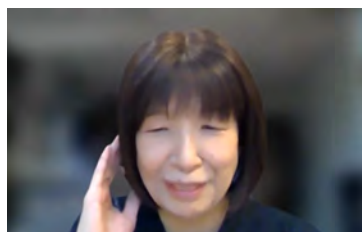
牧戸 貞 （三重県桑名市 子ども総合センター長）

橋本 信也（大阪府豊中市 はぐくみセンター長）

助言者：

中板 育美（武蔵野大学看護学部 学部長 教授）

福井 充 （こども家庭庁支援局虐待防止対策課 調整係長）



## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

第7回FLECフォーラム プレセッション  
2025年3月14日(金) 15:45-17:45

第7回FLECフォーラム プレセッション

基調講演

### あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か

コーディネーター  
淑徳大学総合福祉学部  
佐藤 まゆみ

### 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

ー地域包括的・継続的支援へー

淑徳大学総合福祉学部  
佐藤 まゆみ

#### 企画趣旨、セッションの概要

##### 1.企画趣旨

改正児童福祉法が施行された1年、「こども家庭センター」の設置状況は、約半分、特に小規模自治体での設置・運営が課題となっている。こども家庭センターは、子どもと家庭に対し地域における包括的・継続的支援を提供する仕組みとして、切れ目の多い支援の統合化を進めていく重要な役割を果たす。

目下、こども家庭センターをどのように設置するか、サポートプランをどのように作成するか、合同ケース会議はどのように開けばよいかなど、設置・運営上の課題に注目が集まっている。しかしこれらは、こども家庭センターの目的ではなく、市区町村の地域包括的・継続的支援を実施するための方策・手段として理解したうえで、克服する視点が必要である。

今一度、「こども家庭センターがなぜ必要なのか」、考えてみるためのセッションとしたい。

##### 2.プレセッションの概要

基調報告、シンポジストによる各自治体のこども家庭センター実践の事例報告を踏まえ、助言者を交えつつ、コーディネーターの進行により、企画趣旨に沿った論点について集中的に議論する。

#### 企画趣旨、セッションの概要

##### 3.シンポジストの依頼

シンポジストは、以下の2つの要件を中心に選定。

- 1)自治体規模を考慮すること
- 2)こども家庭センターにおける取り組みの工夫が特にされていること

##### 4.プレセッションの目的

こども家庭センターの実践の蓄積や実践事例に関する調査研究が進められているため、一つの運営方法として何らかの方向性を導き出すのではなく、こども家庭センターが子どもの権利や最善の利益にどのように寄与するかという観点で、こども家庭センターの必要性を理解し、そのあり方の基本的視点を浮かび上がらせることを目的とする。

#### シンポジスト、助言者等の紹介

##### 1.基調講演・コーディネーター(進行)

淑徳大学総合福祉学部 佐藤 まゆみ

##### 2.シンポジスト

- 島岡 佳幸子さん(長野県下伊那郡岡谷市 教育委員会こども家庭センター「あっちずら」センター長)
- 若林 章智さん(福島県喜望峯市 保健福祉部社会福祉課地域包括ケア推進室 子ども家庭総合支援所主任技士(統括支援員))
- 牧戸 貞さん(三重県桑名市 子ども総合センター長)
- 橋本 信也さん(大阪府豊中市はぐみセンター長)

##### 3.助言者

- 中坂 育美先生(武蔵野大学看護学部学部長 教授)
- 福井 充さん(こども家庭庁支援局虐待防止対策課課長)

4.進行(計2時間)・・・趣旨説明を含む基調講演、シンポジスト発議、助言者コメント、コーディネーター進行のもと意見交換、助言者取り組みへの期待発言、シンポジスト提言、コーディネーターまとめ

#### 子どもと家庭に対する支援の包括化が極めて重要な課題ー地域包括的・継続的支援へー

- ①子どもと家庭に支援を届けるために求められることは、本人の意見や願いを聞き、それに基づく支援を可能にするこども家庭センターを中心とする体制づくりや支援方法の転換であり、関係機関、関係者の意識の転換である
- ②子どもの有する権利と子どもの最善の利益にかなうよう、家庭支援を提供する根拠である児童福祉法第3条の2において、国と地方公共団体の責任を明示している
- ③子どもと家庭への支援は複雑な生活上の課題(ニーズ)を背景に提供されるため、多分野・多領域の関わりが不可欠である
- ④子どもと家庭への支援にはいくつかの切れ目ができている。その隙間に置かれて必要な支援が届けられない状況を克服する必要がある
- ⑤援助する側の分野、領域、切れ目は、それぞれの制度、枠組、役割や機能、専門性、携って立つ理論によって舞臺(プラットフォーム)を確立しているからこそ、課題を生じている。それを色に例えれば、その色と色(の関)をなじませる触媒が必要である
- ⑥この触媒として期待されるのがこども家庭センターという制度であるが、同時にこれは地域包括的・継続的支援の手段であり、役割、機能であり、子ども家庭支援を担う基礎自治体の責任である
- ⑦子どもを中心に据えて、支援が生活の中に溶け込み、馴染みのある状態であるように、普遍的な支援と専門的な支援が自然な形で接続することを目指していく必要があるのではないかと

#### 子ども家庭福祉の基本的な理念「何のための」を確認・共有するー

##### (1)子どもの権利擁護

児童の権利に関する条約第3条第1項「子どもの最善の利益」、すべての子どもに生存するために必要とされる基本的権利、第12条「意見表明権」の確保をはじめとする子ども自身の能動的権利

児童福祉法(平成28年改正)

子どもは権利の主体  
(児童の)最善の利益の優先  
家庭養育優先の原則

権利擁護システムの構築の必要性  
意見表明支援、本人の参画等

第3条の2「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。」→ 子ども家庭支援の根拠

##### (2)子どもの発達支援・自立支援※

- 乳幼児期の大人との関係をしっかりと確立できるような支援を行うことや信頼関係の確立を妨げる環境を改善することは、子どもの発達支援の観点から大変重要。
- 子どもの自立を実現するためには、学力や生活力を高めるとともに、子どもが困ったときに適切な援助を求めることができるような、子どもが受け入れられていて感じられる養育環境を整え、必要な助言を求めてかえらられるという体験をすることを通じて支援される必要がある。
- (3)パーマネンシーへの配慮※※
- 子どものパーマネンシーとは、永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点
- 大人との情緒的・心理的関係や生活環境の安定性と継続性は子どもの健全な発達に不可欠である。
- また、変化する場合でも、保護者や家庭が子どものパーマネンシーを保障できるよう、側面的な支援を行う仕組みをもつことが必要である。子どものケアを行う場合も連続性のある支援が行えるような配慮を行い、相談機関の体制及び連携等の充実を図ることが求められる。

出典 こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き(令和6年3月改正版)」p.11より抜粋一部抜粋、注:抜粋一部抜粋の3より引

## プレセッション①

## 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

こども家庭センターは、「(児童福祉法第10条の2第2項第1号から第4号に掲げる業務を行うことにより)児童及び妊産婦の福祉に関する包括的支援を行うことを目的とする施設」である。

## こども家庭センターガイドライン(第1章)におけるこども家庭支援

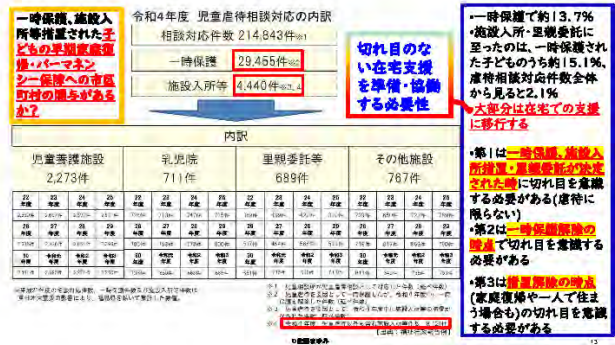
「市町村におけるこども家庭支援は、すべてのこどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるようこども及びその家庭を支援すること(法第1条)を目的とし、常にこどもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、こどもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である」

(令和6年3月30日現在第142号こども家庭庁長官令(第147号)こども家庭庁長官令(第147号)第70号)

## 参考:従来の「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」での子ども家庭支援

「市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他の相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた現状等の的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を高めるとともに、その権利を擁護すること」(ガイドラインp.6)

〇保護者等



## こども家庭センターに求められる主な役割

- 従前の子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②こども子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する
- 妊産婦、こどもやその家庭の「ニーズ」を、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かして、合わせることでより深く読み取る
- 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源と有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる
- サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する
- 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・育成し、地域資源のネットワークを形成していくなかで、既存のサービスや関係とつなげることや、マッチングをさせていく
- 財政支援等と結びつけること等により地域資源を関係し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する
- こどもの権利や育児方法などについての普及啓発を地域に向けて行い、子育てしやすい環境を整備する

〇保護者等

## 二元的体制が規定する役割と都道府県と市町村の役割意識の「狭間」

- ・市町村の子ども家庭相談の実態は、「相談と一時保護・措置の境にある対応の難しいケースが少なくないため、いかにその境目にあるケースを支援できるか」についてもまた一つの課題となっている(佐藤2013:22)。
- ・市町村の子ども家庭福祉の二元的体制における課題として、「①市町村の役割範囲(2つの実施主体間の「狭間」)に落ちる可能性のある役割や業務、②措置解除や一時保護解除後に、子どもと家庭が地域生活にフルタイムで活動できるような協働に向け、役割が「隙間」のような調整が難しく、どのように「連携」するかといった課題」がある(佐藤 2024:9)
- ・死亡事例検証の結果で示される「狭間」への対応を強化することが、虐待死に限らず、予防的支援については必要である」という指摘があり、「要保護児童対策地域協議会での協議が不十分」であると課題が示されている(山本 2021:35)
- ・2009年度に親子分離から措置解除により家庭に戻った事例について、「7割が3年未満」、「6割までが2年未満」だったことを明らかにし、「家庭復帰時点でも最も重要なことは、家庭復帰以前に在宅での指導体制が開始していることである。」との指摘。(山本2011:195)
- ・在宅支援の移行には、市町村の関与が不可欠。市町村と児童相談所の間、一時保護・措置が在宅で役割を分担しない移行期の市町村の関与の仕方、児相の関与の仕方が大きな課題
- ・要対協登録ケースで支援計画が作成されていないケース…作成していない約35%、一部作成約22%
- ・子どもが一時保護、措置になると、要対協の台帳登録を解除する実態…登録解除の取り決めなし約6割

〇保護者等

## こども家庭庁第20次死亡事例検証報告書からの提言をうけて

- (1) 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
  - ① 妊娠前から出産後までの切れ目のない支援体制の整備
  - ② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化
  - ③ 虐待の早期発見及び早期対応の充実
- (2) 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進
- (3) 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
- (4) 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備
- (5) 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備
- (6) 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進
- (7) 地方公共団体における再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
- (8) こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

〇保護者等

- ・保護に至らず家庭(地域)へ戻ってくる子ども、一時保護や措置が解除されて家庭(地域)へ戻ってくる子ども…児童福祉司指導措置が最も多いが、児童家庭支援センター指導委託、市町村指導委託は数として多くない
- ・特に児相が関与した子どもと家庭は、様々な課題に対して継続的に向き合っていくことが必要。サービスだけでなく多くの配慮を必要とするため、こども家庭センターが関与し、支援が包括的に提供されるよう関係機関や支援者、社会資源を調整し、媒介し、生活課題に取り組むパートナーとなっているかどうかを継続的に確認する必要がある
- ・(ニーズを十分に満たした上で)「支援方針を明確にした(在宅)支援計画」の作成は必須→「サポートプラン」の作成…少し混乱。現状ではSPの有無に関係なく支援計画は必要。本人が参画するSPと支援計画が一致することが理想だが、SP一本では困難なケースも。

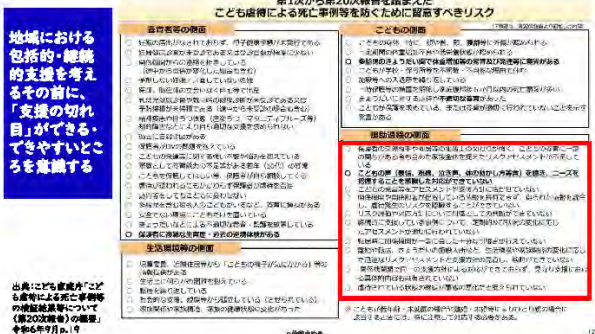
※参考:少なくとも、児相が一時保護や措置に関わった子ども・家庭に関しては、支援の継続性の観点で、児相と市町村間で「要対協の台帳登録を継続する取り決め」がある場合はそれが方針として機能し、要対協が支援のプロセスに関与し続けることに寄与することがわかっていて、また、ケースの多事は進行管理台帳の登録に間違いがなかった。「取り決め」があることにより、「地域の子ども」として市町村が支援を継続するという方針が前提として据えられ、切れ目を防ぐと考えられる(佐藤:近刊)

〇保護者等

## 市町村における支援の包括化に向けて必要な方策・視点

- ・まず、「支援の切れ目」がどこにあるのかを知り、地域の中でできやすい支援の切れ目を検討して、関係者と共有し、意識的になじませていく必要がある
- ①年齢による切れ目
- ②専門分野・専門性間の切れ目
- ③組織による切れ目
- ④相談種別による切れ目
- ⑤子ども家庭福祉分野の実施主体と権限による切れ目(都道府県と市町村、市町村間)
- ⑥役割「分担」による関心の切れ目
- ⑦物理的アクセスの難しさによる切れ目(移動手段・費用がない、資源がない、不足)
- ⑧心理的アクセスの難しさによる切れ目(子育て・虐待に対する社会からのまなざし、スティグマ、ラベリングへの葛藤、自分で頑張りたい)

〇保護者等







## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」



### 阿智村では

村の子育て支援の充実のため、従来の子育て支援室に母子保健業務を移し「こども家庭センター」としました。  
児童福祉と母子保健の「連携」から、より一歩前をめざし、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に行うことに関する相談支援体制の充実を図っています。職員数の少ない阿智村では専任保健師の配置は大きな力となっています。

- ・村として子育て支援を重要な施策と位置付ける
- ・国が推進する事業を積極的に取り入れることで、住民に信頼される行政(村)へ
- ・人が人へ行う仕事。人員の確保・維持が大切

↓  
**子育て支援の充実**

### はじめに...

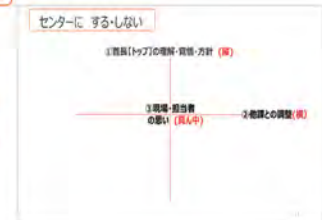
山あいの自然豊かで、畑と花桃が美しい 阿智村  
人口 5,917人のこの村に 年間生まれる 赤ちゃんは 約20～30人ほどです。  
(令和6年度 23人)  
その、たいした新しい命がどんな星よりも 輝き続け、健やかに成長していくために  
阿智村こども家庭センターでは さまざまな業務を通じ、応援を続けています。

#### 阿智村こども家庭センターの願い・役割

地域全体で子育てにのびのびと暮らす。行政の各機関と連携して妊婦から18歳までの子どもが在るすべての家庭の子育てを支援していく。子育てへの負担感や不安感が軽減されるような援助をし、楽しく安心して子育てができる環境づくりに努める。  
子育て家庭をとりまく様々な状況や問題に対し、相談や支援を行い  
妊産婦および乳幼児期・学童期から18歳までの子育てをサポートしていく。

### センター開設までに必要だったもの

- ①上層部(村長、教育長)の理解・賛同・方針 (真)
- ②地域との調整 (真)
- ③現場・担当者の思い (真ん中)



### 観光の村 阿智村

年間350万人の観光客が訪れる  
避暑地

### 短期間でセンター開設へ向かえた理由

- ①こども家庭センター支援施設としての実績【専任保健師】
- ②子育て世代関係支援センターの実績【母子保健連携】
- ③信頼性の獲得【外部】
- ④開設に際した大きなこと【移転、新築、機械改革】
- ⑤開設の前年までに必要業務・人員の獲得をすすつ行った
- ⑥センター開設年の新規採用職員はゼロ。異動で対応。

### よく出されるご質問・ご感想

- ①上司、上層部の理解・賛同が深い。(真)【分析と立案】
- ②こんなに人員、人材を揃えることができない【専門職の考え】
- ③推進困難な事例がゼロ。要対協もないケース1 caseあり【入り】
- ④阿智村は特別なのでは？【真い時間をかけてここまでできた】

### 南信州「阿智村」の概要

- 南信州の西部
- ・面積 214km<sup>2</sup>
- ・標高 419m～2,192m
- ・56の集落に村長が居住
- ・人口 5,917人
- ・世帯数 2,365戸 高齢化率 34.7%
- 主要都市との時間距離 (自転車)
- 【東京】 一約3時間30分
- 【名古屋】 一約1時間30分
- 【大田】 一約3時間30分
- 【長野県庁】 一約2時間30分

6保育園 5小学校 1中学 1公立高校  
教育委員会に属するこども家庭センター



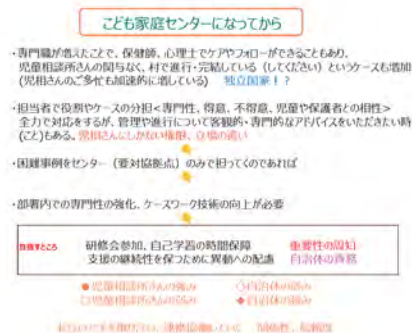
### 主な業務

国のガイドラインより

- (1)児童及び妊産婦の福祉や児童・家庭、母子保健の相談等への対応
- (2)家庭や地域の状況の把握・情報提供、必要な調査・指導等
- (3)支援を要する子ども・妊産婦への(真ん中)、連携調整
- (4)保健指導、健康診査等
- (5)関係機関との総合調整
- (6)地域資源の開拓
- (7)地域子育て相談機関との連携、支援
- (8)家庭支援事業の利用動向・措置
- (9)地域子育て相談機関の整備等
- (10)要保護児童対策地域協議会

プレセッション①  
「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

| 業務成果(ほんの一例)             |     |     |
|-------------------------|-----|-----|
| ・令和5年度対応件数              |     |     |
| 内容                      | 件数  | 会議数 |
| 育児相談                    | 25  | 5   |
| 保健相談                    | 6   |     |
| 発達相談                    | 104 | 144 |
| 家庭相談                    | 65  | 20  |
| 教育相談                    | 44  | 81  |
| 虐待相談 (新規)               | 24  | 28  |
| その他                     | 8   | 5   |
| ・令和6年度対応件数<4/1~12/31まで> |     |     |
| 内容                      | 件数  | 会議数 |
| 育児相談                    | 8   | 3   |
| 保健相談                    | 35  | 12  |
| 発達相談                    | 76  | 101 |
| 家庭相談                    | 64  | 16  |
| 教育相談                    | 42  | 54  |
| 虐待相談 (新規)               | 10  | 19  |
| その他                     | 3   | 4   |



阿智村こども家庭センターとなって**あ**！（変わらないこと）

- ・従来からの業務や職員の対応の基本**変えない** **変わらない** 目に見える、手が届く、そこにある支援。
- ・こどもと家庭に寄り添う場所であり続けること **誰がどういう場所、どの組織として動くのか**
- ・こどもを第一に考えた対応 **支援の原点 こどもの最善の利益**

・チーム医療 **機関連携も含めて**

・環境や人員、サービスの充実のための補助金の活用、施設の検討 **今だからそのチャンスを生かす**

＜ 最終的な目標はひとりもくれない、誰もくならないこと ＞

**虐待、いじめ、自殺、DV、貧困、事故、交通事故、**  
 1人の出生数と1人の死に数 **ひとつの命の重さ 出生率の増加、人口増**  
 18歳成人になるまで続く命 **18歳成人になるまで続く命**  
**「こどもひとり」その数は小さな自治体にとって大きい**

**職員の 労務過労 支援者、職員と家族とを繋ぐ・守ること**

35

小規模自治体に  
なぜセンター(要対価・拠点)が必要になるのでしょうか

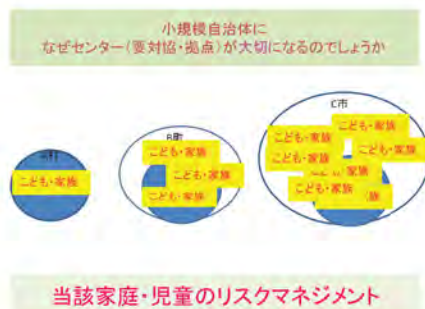
A市

B市  
イメージ

C市  
イメージ  
売り・強み  
自治体施策

自治体のリスクマネジメント

## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><b>小規模センターの強みと弱み</b></p> <p><b>強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「報・連・相」が速い(決定が迅速)</li> <li>・現場とトップが近い(相互理解)</li> <li>・人が集まりやすい(チームワーク)</li> <li>・情報が集まりやすい</li> <li>・小回りが利く</li> <li>・柔軟性を持った支援が可能</li> </ul> <p><b>弱み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(異動も含めて)職員の切れ目が支援の切れ目になりやすい</li> <li>・正規職員の安定的な配置 人材確保 経験値と資格を考えた次の世代への継ぎ</li> <li>・一人へかかる業務負担量 濃さ</li> </ul> |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

|                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>小規模自治体ゆえの課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●そもそも人口(担い手、働き手)の少なさ</li> <li>・そのなかでの専門職確保 (県内、近隣市町村での取りあい 保育士、保健師、心理士)</li> <li>雇用形態の工夫、専門職の柔軟な考え方</li> <li>・小規模自治体のみで作り上げる組織や支援団体の限界、先どり感</li> <li>・地形、風土、交通の課題</li> </ul> | <p><b>抱える課題を乗り越える体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな自治体だけではできないこと、不安なことたくさん</li> <li>・自治体(こども家庭センター)がこどもと家庭に寄り添うように 小さな自治体に寄り添ってもらえる何か、誰か</li> <li>・仲間が揃えば困難でも心強い</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

あえて、センターとは  
こどもの未来をつくる、未来につなげる

**市町村の未来**

自分の市や町、村のこどもたち一人ひとりを  
どのような大人にしたいか

思いをこめてデザインする  
どのように幸せを維持するか  
ちと幸せになれる 何かが、誰かと繋がる

できることを少しでもいいから始めてみる

どんなに進化、変容しても変わらないもの  
センターという単語やイメージに惑わされがちな

**センター＝まんなか  
こどもまんなか 最後の岩**

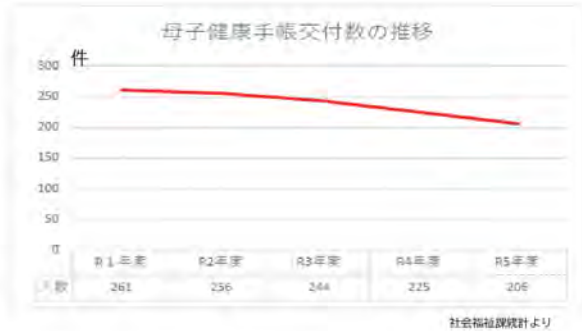
## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

第7回 FLEC フォーラムプレセッション  
「なぜこども家庭センターが必要か」

### みる・きく・つなぐ・よりそう



福島県喜多方市保健福祉部社会福祉課  
地域包括ケア推進室子ども家庭総合支援班  
主任技査 若林章都



### 喜多方市について



総面積：554.63km<sup>2</sup>  
東西：約59km  
南北：約50km



平成18年1市2町2村の5市町村が  
合併により現在の喜多方市に  
なりました。

### 妊産婦の相談支援状況

| 年度 | 母子健康<br>手帳<br>交付数 | 手帳交付時<br>ハイリスク<br>者数（転入<br>者含む） | 妊婦<br>妊婦連絡票<br>数 | ハイリスク連絡票              |                       |                       |                       |                  |
|----|-------------------|---------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
|    |                   |                                 |                  | 妊婦                    |                       | 産婦                    |                       | (再)エジソバ<br>79点以上 |
|    |                   |                                 |                  | 医療機関から<br>市への連絡票<br>数 | 市から医療機<br>関への連絡票<br>数 | 医療機関から<br>市への連絡票<br>数 | 市から医療機<br>関への連絡票<br>数 |                  |
| R3 | 244               | 96                              | 24               | 6                     | 9                     | 41                    | 2                     | 13               |
| R4 | 225               | 179                             | 23               | 10                    | 7                     | 23                    | 4                     | 12               |
| R5 | 206               | 191                             | 23               | 8                     | 11                    | 31                    | 3                     | 27               |

社会福祉課統計より

- ・総人口 : 42,474人
- ・世帯数 : 16,109世帯  
(一世帯当たりの世帯人員: 2.6人)
- ・人口動向
  - 年少人口(15歳未満) 10.6%
  - 生産年齢人口(15~64歳) 51.0%
  - 老年人口(65歳以上) 38.4%

一目でわかる福島県の指標2024より

### おらがまちのこども家庭センター



### 福祉総合相談窓口について

令和3年4月から社会福祉課内に世代ごとに異なる支援制度についてトータルコーディネートを行う窓口を設置。

- ◎妊娠・出産・子育て等に関する不安や心配なこと
- ◎子ども・子育てに関すること  
(虐待、いじめ、不登校、言葉や発達の遅れなど)
- ◎女性の自立支援に関すること
- ◎高齢者に関すること  
(認知症、一人暮らしの高齢者等に関する不安や心配なこと)
- ◎生活困窮者に関すること
- ◎障がいに関すること

「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

ワンストップサービス



何かあっても、

何もなくても

「とりあえず、こども家庭センターに」



地域資源の把握って？  
ニーズって？

子育てに限らず、住民の方々と  
関わりのある様々な団体に  
「こども家庭センター」について  
知ってもらおう

庁内の関係部署に  
「こども家庭センター」について  
もっと知ってもらおう

地域の方々と協働で、利用できる地域のお宝を発見!!

喜多市市の児童福祉領域における支援体制と資源



## サポートプラン

[illegible]

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- [illegible]



令和6年度保健師中央会議 行政説明 資料16-一部改定

[illegible]

- ・要保護児童対策地域協議会個別ケース登録者には原則作成手交する。
- ・本人や家族の希望を聞き取りながら利用できるサポートを提示する。
- ⇒利用できるサービスが少ないとスカスカのプランになってしまう。
- ・面接や家庭訪問時にサポートプランを一緒に確認し署名をもらう。
- ⇒拒否される場合もある・・・

## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

### サポートプランを作成してみて

- ・今まで以上にこどもや保護者の声を聴くことの大切さを実感した。
- ・支援家庭に対してより具体的な支援方法の提示ができる。
- ・同じ書面を見ながら話ができる
- ・要対協実務者会議で委員から意見を聞くことができる。

ご清聴ありがとうございました



# プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

本物力こそ桑名力

第7回FLECフォーラム  
プレコンgres

母子保健・児童福祉の一体的支援  
児童相談所との一体的支援



ポリシー～なんのために設置するか



## 桑名市のご紹介

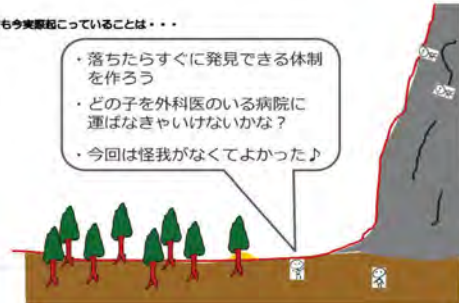


人口：138,679人  
世帯数：61,844世帯  
児童人口：20,722人  
小学校数：28校  
中学校数：10校  
幼稚園数：12園  
保育園数：16園  
認定こども園数：9園

※人口、世帯数は、令和6年3月末現在  
児童人口は、令和6年3月末現在  
小、中学校生徒数は、令和6年5月末現在

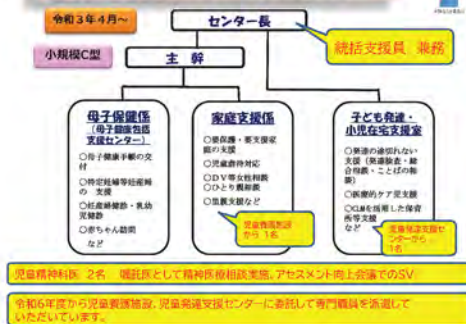
でも今実際に起きていることは・・・

- ・落ちたらすぐに発見できる体制を作ろう
- ・どの子を外科医のいる病院に運ばなきゃいけないかな？
- ・今回は怪我がなくてよかった♪



神戸女子短期大学 島山由佳子氏  
「長野県市区町村子ども家庭支援体制強化研修」講演資料より

## 桑名市子ども総合センター(こども家庭センター)



## 子ども総合センター各係の配置

市役所本館2Fに配置



## 母子保健と児童福祉の一体的化



## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」



### ※良好な連携・協働とは？

(令和4年度子どもの権利情報センター研究報告書「周産期からの早期支援における市町村の母子(親子)保健と児童家庭福祉の連携・協働」より)

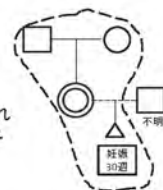
- ① 互いの専門性に対して理解して尊重できている。
- ② 連携・協働における基盤がある(課の物理的な距離、合同の個別ケース検討会や勉強会が行われているか、定期的な連絡会が行われているかなど)
- ③ 情報が共有されている(単に互いの部署の情報が閲覧できるだけでなく、重要な情報を互いに確認した上で、共有されている)
- ④ アセスメントを共にに行い、方針を共に検討し、共有されている(個別ケース会議等で子どもと家族の全体像とその背景、問題発生メカニズム等や必要な支援について、共に検討し、その内容が共有されている)  
その上で互いの支援メニュー等のすべきことが明確になっている。またケースの進行管理を共にに行い、支援の状況が共有されている)
- ⑤ 必要であれば、家庭訪問など共に行動し、協働して支援を行うことができる。
- ⑥ 子ども・家庭の利益を優先して共に考え、動けている
- ⑦ 人事異動等、担当者の変更時には、人事の配慮がなされ、連携・協働が切れないように引き継がれている。



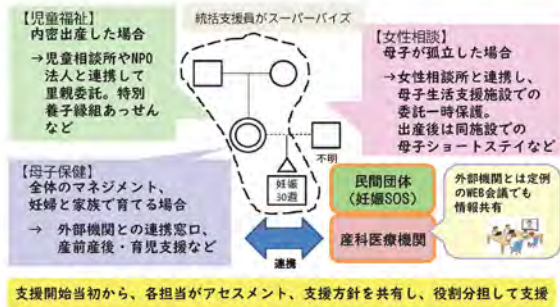
### 事例紹介

◎民間団体の妊娠SOS(LINE相談)に妊婦が相談  
→ 市の保健師へ連絡

- ・妊婦(妊娠30週超)
- ・病院未受診、母子健康手帳未発行
- ・経済的困窮
- ・胎児の父親が誰かわからない
- ・妊婦の両親には妊娠がわかると叱られるので言えない。内密出産、特別養子縁組を希望。
- ・市役所へは相談しづらい。



## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」



### 児童相談所との一体的支援

#### 桑名市と北勢児相との基本的な関係

○要保護ケースについて、市と児相とでランク付けして共同管理。市主体、児相主体がある。(約80人)  
○要支援ケースは、市のみで管理(約320人)  
○市は児相主体のケースも適宜状況把握。措置ケース、触法通告ケースなども極力把握。  
○比較的軽微な通告は市のみで訪問することもある。また、支援関係維持のため児相のみで訪問することもあるが、市と児相が合同で訪問すること多い。  
○かつて、桑名市⇄北勢児相とで、2年間人事交流を行っていた。



# プレセッション① 「あらためて、子ども家庭センターはなぜ必要か」

令和7年度(2025年度)3月14日  
第7回FLECフォーラム①資料  
「あらためて、子ども家庭センターはなぜ必要か」

## 豊中市はぐみセンター (子ども家庭センター)について

豊中市子ども未来部はぐみセンター



### 豊中市の概要

面積16.1㎢(全市域の北半分) 人口16.3万 子育て人口

#### 1. 人口・児童人口(住民登録世帯人口より) R6.4.1現在

| 人口(人)         | 23年度   | 24年度 | 25年度 |
|---------------|--------|------|------|
| 乳児(0～1歳)      | 5,887  |      |      |
| 幼児(2～5歳)      | 13,523 |      |      |
| 小学生年齢(6～11歳)  | 22,818 |      |      |
| 中学生年齢(12～14歳) | 11,676 |      |      |
| 高校生年齢(15～17歳) | 11,214 |      |      |
| 児童人口計         | 65,118 |      |      |
| 出生数(令和4年度)    | 3,048  |      |      |

#### 2. 乳児家庭全戸訪問事業(誕生訪問・こどもはなちゃん事業)

|          | 23年度  | 24年度  | 25年度  |
|----------|-------|-------|-------|
| 訪問実施数(人) | 2,958 | 2,944 | 2,938 |

#### 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

|        | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------|------|------|------|
| 利用延べ人数 | 286  | 210  | 230  |

#### 4. 児童虐待相談対応件数の推移(※)

|        | 23年度  | 24年度  | 25年度  |
|--------|-------|-------|-------|
| 児童虐待相談 | 1,090 | 1,119 | 1,126 |
| 豊中市発生  | 1,159 | 1,058 | 1,312 |
| 計      | 2,249 | 2,177 | 2,438 |

#### 5. 豊前児童虐待対策協議会(議会)の状況

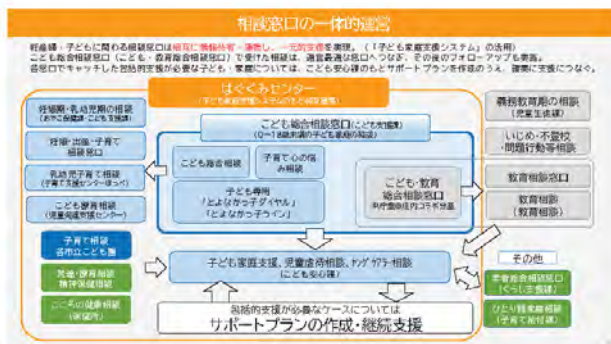
令和6年3月定例会議  
557事業(最保護509、最支援111、特定支援37)  
●参加児童虐待等対策協議会、個別方針協議会等協議  
●前年・前月、定例(金曜会議)→30分11課

#### 6. 子ども総合相談窓口

|      | 23年度  | 24年度  | 25年度  |
|------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 3,948 | 4,554 | 5,941 |

#### 7. サポートプラン

|      | 23年度 | 24年度 | 25年度  |
|------|------|------|-------|
| 作成件数 | 307  | 629  | 1,000 |



### 豊中市はぐみセンター(子ども家庭センター)の概要

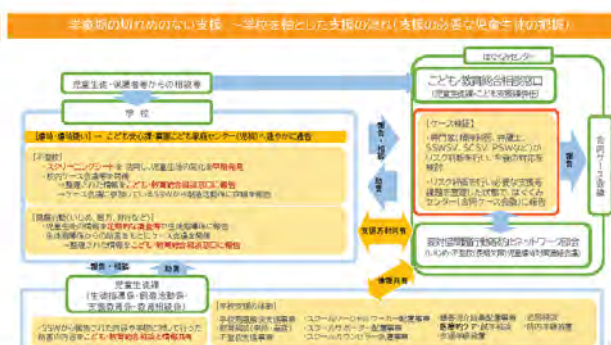
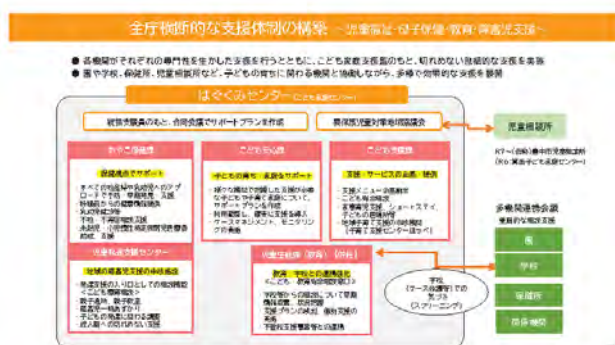
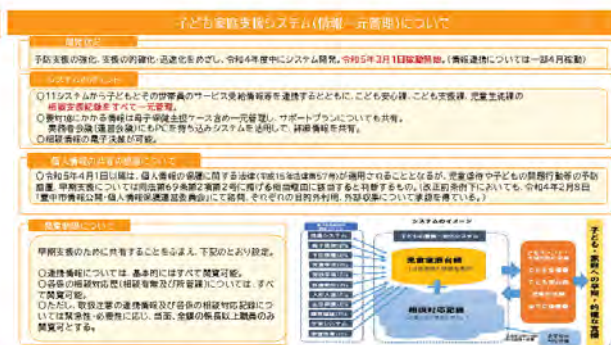
令和5年(2023年)4月 法施行に先駆けはぐみセンター 始動!

すべての相談窓口・子ども・子育てで密に連携し、支援します

Point 1 家庭福祉・母子保健・教育・福祉・子育ての相談窓口と連携し、切れぬない支援を実現

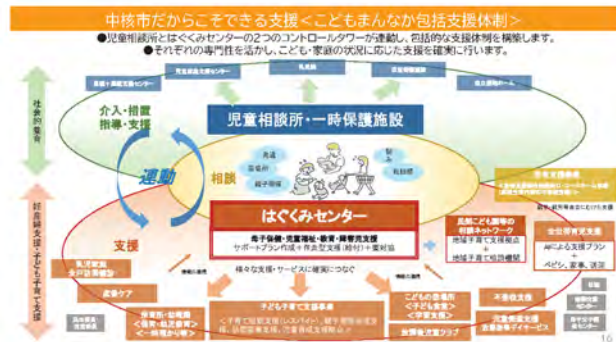
Point 2 一人ひとりのニーズに応じ、切れぬない支援を実現

Point 3 子どもと親や家族、地域の関係性を大切にし、切れぬない支援を実現





## プレセッション① 「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」



プレセッション①  
「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」



## プレセッション② 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

### プレセッション②

#### 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

#### パネリスト：

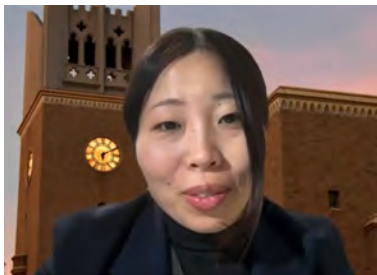
那須 里絵（早稲田大学社会的養育研究所 次席研究員）

齋藤 弘美（全国母子生活支援施設協議会 副会長、社会福祉法人大洋社 常務理事）

薬師寺順子（大阪府中央子ども家庭センター 所長）

#### コーディネーター：

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）



## プレセッション② 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

### 第7回 FLECフォーラム・プレセッション②

#### テーマ：パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性

##### ～社会的養育研究所調査研究結果と先進の実践事例から考える～

コーディネーター：上鹿 和宏（早稲田大学人間科学学術院教授、社会的養育研究所所長）

- (1) プレセッション②の開催趣旨、これからの社会的養育の中で期待される母子生活支援施設  
上鹿 和宏（早稲田大学人間科学学術院教授、社会的養育研究所所長）
- (2) 母子生活支援施設調査研究の報告  
那波 早雄（早稲田大学社会的養育研究所 政策研究員）
- (3) パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性  
澤藤 弘典（全国母子生活支援施設協議会副会長）
- (4) 児童相談所、研究検討委員の立場から、母子生活支援施設への期待  
岡田 潤子（大阪府児童子ども相談センター所長）
- (5) ディスカッション パーマネンシー保障を軸とした社会的養育論に向けて



こども家庭庁ホームページから  
<https://www.csa.go.jp/csa/05/01/01-01.html>

第3-1(6)  
児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援  
社会的養育を必要とする子ども・若者に対する支援

社会的養育を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との養育関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、

家庭での養育が困難又は適当でない場合は、**パーマネンシー保障**をめざして、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、

家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じて社会的養育の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、

### これからの社会的養育の中で期待される 母子生活支援施設

早稲田大学人間科学学術院  
社会的養育研究所  
上鹿 和宏

### パーマネンシーとは **大切なおとなとのつながり**

永続的な解決で達成できるのは、子どもに対する法的な位置づけのみである。それはその他の情緒的な結びつきを助けるものであるかもしれないが、必ずしもどちらかが保障できているとは限らない。アウトプットである「特別養子縁組」と「家庭復帰」ではなく、「**パーマネンシー**」というアウトカムを保障する**ような実践**のあり方を、あらゆる子ども家庭福祉施策の中で創出していくべきだろう。（16頁）

パーマネンシーとは「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障」である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも帰ることができる信頼できる1人以上の人との「つながり」である。それは周りの大人ではなく、**子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである**。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである」（37-38頁）

南山由佳子・堀井亮編(2023)『パーマネンシーを目指す子ども家庭支援』岩崎学術出版社

### 家庭養育優先原則からパーマネンシー保障へ

- 2016年 児童福祉法改正で子どもの権利、家庭養育優先原則(アタッチメントの観点で施設から家庭養護へ)
- 2017年 新しい社会的養育ビジョン
- 2018年 都道府県社会的養育推進計画策定要領
- 2020年 全国の自治体で実践開始(里親委託率の向上に焦点化)
- 2022年 児童福祉法改正で子どもの声を聴く、家庭支援、施設多機能化への本格的な動き
- 2023年 こども基本法、こども家庭庁、こども家庭審議会、**こども大綱**
- 2024年 次期社会的養育推進計画策定要領  
パーマネンシー保障の重要性

### 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン



こども家庭庁ホームページ <https://www.csa.go.jp/csa/05/01/01-01.html>

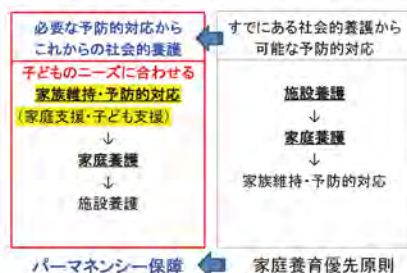
#### アタッチメント(愛着)

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

### 2025年～の5年間の各自治体の計画 パーマネンシー保障を常に念頭に社会的養育を考える



### こどもの居場所づくりに関する指針



こども家庭庁ホームページ <https://www.csa.go.jp/csa/05/01/01-01.html>

#### こどもの居場所とは **自分らしく育つこども期**

こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。



## プレセッション② 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

NPO法人 家庭養育支援機構 Skaneateles Inc. THE NIPPON FOUNDATION  
<https://familychildcare-office.jp/office/>

### ミッション

私たちは、こどもにとって大切なおとなのつながり、安心と挑戦、  
自分らしく育つこどもを保障する社会の実現を目指しています。

### ビジョン

養子縁組や里親養育も含めたこどもの育つ家庭における、こども、養育者の理  
解と支援を十分なものとすべく、支援の質と量の向上、人材育成、関係機関  
の連携強化、社会の気づきと協働を目指しています。

©2019 NPO 法人 家庭養育支援機構 17

家庭養育支援機構は里親等委託率・養育の質の向上を目指し、  
自治体等に対する研修事業を実施している



## プレセッション② 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

### 母子生活支援施設調査研究の報告

2024年度 第7回FLECフォーラムプレセッション②

2025年3月14日（金）18時00分～20時00分

母オランダム（金）18時00分～20時00分

主催者：財団法人（早稲田大学社会科学研究部） 次主催者：研究助成者

本資料の無断配布・転用・転載を禁じます



#### 【倫理的配慮】

本研究は日本財団の助成を受け、早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会の承認を得て実施された（承認番号：2022-233）

本研究は、全国母子生活支援施設協議会のご協力のもと実施された

### 入所世帯・母等・子どもの実態

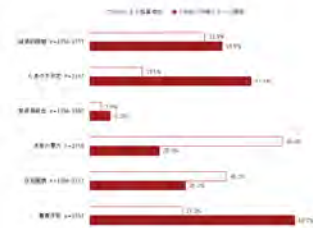
#### 措置理由及び入所後に明確になった課題

行政による措置理由で最も多いのは**夫婦の暴力**であり、**6割**を占めていた。

入所後に明確になった課題で最も多いのは、**養育不安・困難**であり、**6割**を占めていた。

行政による措置理由と入所後に明確になった課題は一致していない場合が多かった。

特に、心身の不安定・心身障がい・疾病、養育不安・困難は、措置理由には反映とされていないが、入所後に明確となることが多いようであった。



### 問題と目的

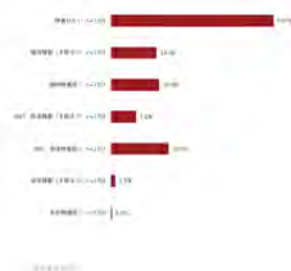
- 子どものパーマネンシー保障において、実親子関係による養育継続に向けた親子関係構築支援は重要である
- 母子生活支援施設は母子を分離しない唯一の社会的養育施設であり、家庭養育を支援するソーシャルワークの知見が豊富に蓄積されている
- 本研究では、母子生活支援施設の親子関係構築にかかわるソーシャルワークの実態を調査することを目的とした



#### 母等の障がい

世帯の母等の半数程度は、何らかの障がいを抱えている、または障がいを持っている可能性があることがわかった。

本研究における「障がい」は身体的・精神的のほかに、入所理由となった生活環境の悪化が障がい等の悪化をまもらせている可能性は否定できない。



### 研究の概要

・実施時期：2022年11月～2023年1月  
・全国母子生活支援施設協議会の全会員200施設を対象に質問紙調査、定量・定性分析を実施。  
・定量分析対象世帯：1350世帯  
・定性分析対象世帯：1223世帯

・実施期間：2023年11月～2024年6月  
・質問紙調査回答より好事例と想われる10施設を対象にインタビューを依頼（事例集の作成）

#### 2022年度

- 委員会の実施
- 文献研究、調査研究の実施

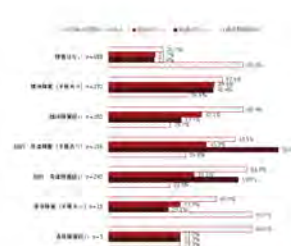
#### 2023年度

- インタビュー調査の実施
- 好事例集の作成

#### 母等の障がい別の子育て状況

障がいを持っていない母等に比べて、障がいを持っている、または抱えている可能性がある母等は、子育てに関する知識の乏しさや、子育てに対する自信のなさ、子どもへの不適切な関わりをする傾向が増すとの認識をもたれていた。

特に、母等が知的・発達障がいを持っている、または抱えている可能性がある場合には、子育てに関する知識の乏しさが顕著になるようであった。



## プレセッション② 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

### 同居の子どもの状況 入所前の虐待体験

同居の子どものうち、7割強の子どもが入所前の虐待体験を有していた。

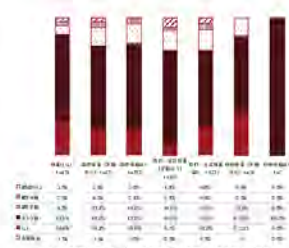


(対象395世帯)

### 母等の障がい、同居する子どもの障がいと世帯全体に対するインケアの頻度の関連

障がいを抱えていない母等と比べて、障がいを持っている母等、または抱えている可能性のある母等に対しては、インケアの頻度が高かった。

特に、知的障がい・発達障がいを抱えている母等の世帯に対しては、週1回以上の支援が提供される割合が1～3割程度高かった。



母等の障がいと世帯（子ども含む）と重複し、子どもの虐待体験も重複する世帯の割合

(対象395世帯)

### 同居の子どもの状況 子どもの障がい

同居の子どものうち、半数程度の子どもの障がいを抱えている。または障がいを持っている可能性があることがわかった。

中重度障がい（知的・身体的）は5割未満、軽度障がいの割合は、入所前と比べても高かった。また、障がいの種類も多岐にわたる傾向がみられた。

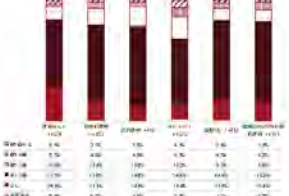


(対象395世帯)

### 同居する子どもの虐待体験と世帯全体に対するインケアの頻度の関連

入所前の虐待体験がない子どもと比べて、虐待体験を有する子どもに対しては、インケアの頻度が高かった。

特に、週1回以上の高頻度の支援は、虐待体験がない子どもと比べて、虐待体験を有する子どもに対して0.5～1割程度多かった。



母等の障がいと世帯（子ども含む）と重複し、子どもの虐待体験も重複する世帯の割合

(対象395世帯)

## 入所世帯・母等・子どもに対する支援の実態

## 入所中の支援（インケア）における具体的支援内容

### 世帯全体に対する支援（インケア）内容

世帯全体に対するインケアとしては、親子関係性の把握、母子関係調整といった支援が比較的高頻度におこなわれていた。

一方、きょうだい関係、家事支援、母子間の受容形成療法の提供、家庭療法、ペアレントトレーニングといった支援については、実施しない世帯が多いようであった。



(対象395世帯)

### 母等へのインケアにおける具体的支援内容（対象395世帯）

- 母等へのインケア・カテゴリでは、第1層として生活支援（123世帯）やメンタル面のサポート（122世帯）、スキル向上のための支援（101世帯）が多かった。
- 生活支援は第2層として11の下位カテゴリに分けられるが、その中で健康に関わる支援（33世帯）、家事支援（28世帯）、各種手続きに関する支援（24世帯）が多かった。
- メンタル面のサポートは第2層として心理支援とエンパワメントの下位カテゴリに分けられるが、エンパワメントが52世帯と多く、エンパワメントの下位カテゴリでは傾聴、受け止め（35世帯）が多かった。
- スキル向上のための支援は第2層として7の下位カテゴリに分けられるが、その中では養育相談（69世帯）が多かった。

(対象395世帯)

## プレセッション②

### 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

#### 子どもへのインケアにおける具体的支援内容（対象246世帯）

- 子どもへのインケア・カテゴリでは、第1層として**子育て支援**（118世帯）や**親子関係構築のための直接的支援**（96世帯）が多かった。
- 子育て支援は第2層として6の下位カテゴリーに分けられるが、その中では**養育補助**（57世帯）、**保育支援**（30世帯）が多かった。
- 親子関係構築のための直接的支援は第2層として5の下位カテゴリーに分けられるが、その中では**親子関係調整**（71世帯）が多く、さらに第3層の8の下位カテゴリーでは**アドボカシー**（代弁する）（33世帯）が多かった。

図表 1000000000

#### 退所後の支援

退所後の支援としては、**定期的な連絡や施設行事に招待する**といった支援が主におこなわれていたが、実施世帯数は退所前の支援ほど多くなかった。


図表 1000000000

#### 世帯全体へのインケアにおける具体的支援内容（対象227世帯）

- 世帯全体へのインケア・カテゴリでは、第1層として**親子関係構築のための直接的支援**（148世帯）が最も多かった。
- 親子関係構築のための直接的支援は第2層として5の下位カテゴリーに分けられるが、その中では**親子関係調整**（127世帯）が最も多く、さらに第3層の8の下位カテゴリーでは**アドボカシー**（代弁する）（43世帯）と**行事・イベントの開催**（33世帯）が多かった。

図表 1000000000

#### 好事例集について

- 公開・配布範囲：全国の母子生活支援施設および関係する行政機関（児童相談所、福祉事務所、女性相談支援センター等）
- 親子関係に課題を抱えている親子へ行った支援（親子関係構築支援）のうち好事例と考えられるものについて以下の項目を掲載。
  - 事例の概要
  - 入所の経緯、入所時の状況
  - 実態の支援内容
  - 支援の効果や結果
  - 支援事例を振り返っての所感

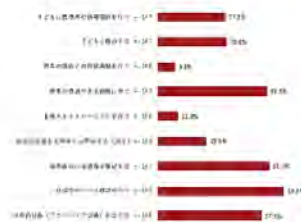

図表 1000000000

#### 退所に向けた支援、退所後の支援

図表 1000000000

#### 退所に向けた支援

退所に向けた支援としては、施設での全体会議、母等が相談できる機関に繋ぐ、退所後の社会資源を確認する、退所前計画を立てるといった支援が主におこなわれていた。


図表 1000000000

- ① 事例の概要
- ② 入所の経緯、入所時の状況
- ③ 実態の支援内容
- ④ 支援の効果や結果
- ⑤ 支援事例を振り返っての所感

## プレセッション② 「パーマネンシーを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

### 好事例集のまとめ

|                     |                                                                                                                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子の意見の尊重と<br>寄り添う視点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母に対する尊重的な関わりによって、母と子の関係性が構築できる</li> <li>・職員が子の意見を尊重し、子の抱える葛藤や悩みの思いを代弁することが母子関係の改善につながる</li> </ul>  |
| 連携・協働による<br>チーム支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内：施設内での相談・支援により、緊急時の対応が円滑になる</li> <li>・他機関との連携：他機関との連携により、母子生活支援施設が持つことで得るにない支援が可能になる</li> </ul> |
| 母と子への包括的な<br>関係性支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母の持つ課題、子の持つ課題、それそれぞれに対して支援が可能である</li> <li>・母子関係を母と子への包括的な関係性支援を対应的に行うことが可能になる</li> </ul>           |

©NPO MAGGI

**早稲田大学 社会的養育研究所**  
〒169-0051  
東京都新宿区西早稲田1-3-10 29-7号館221室

早稲田大学研究所の情報は  
ホームページをご覧ください。  
<https://waseda-ricac.jp/>



Research Institute for Children's Social Care

**早稲田大学**  
**社会的養育研究所**

～「子どものために」で終わらず「子どもとともに」へ繋げる～

新しい社会的養育システムの実現に必要なエビデンスと  
それに基づく実践展開、政策策定への支援体制の構築に取り組む。





## プレセッション② 「パーマナンスを保障する母子生活支援施設の実践と可能性」

